

令和5年（ワ）45号 老朽美浜3号機運転禁止仮処分却下決定に対する即時抗告申
立事件

抗告人 石地優ほか7名

相手方 関西電力株式会社

準備書面(8)

(令和6年能登半島地震の被害を受けて本件避難計画の不備・欠落)

2024年1月19日

大阪高等裁判所 第11民事部御中

抗告人ら代理人弁護士 河 合 弘 之

同 井 戸 謙 一

ほか

本書面では、2024年1月1日に発生した能登半島地震（以下「令和6年能登半島地震」という。）による被害状況を受けて、本件避難計画の不備・欠落を主張する。

目次

第1 令和6年能登半島地震の被害概要	3
1 マグニチュード7.6、最大震度7	3
2 石川県能登半島の震度	3

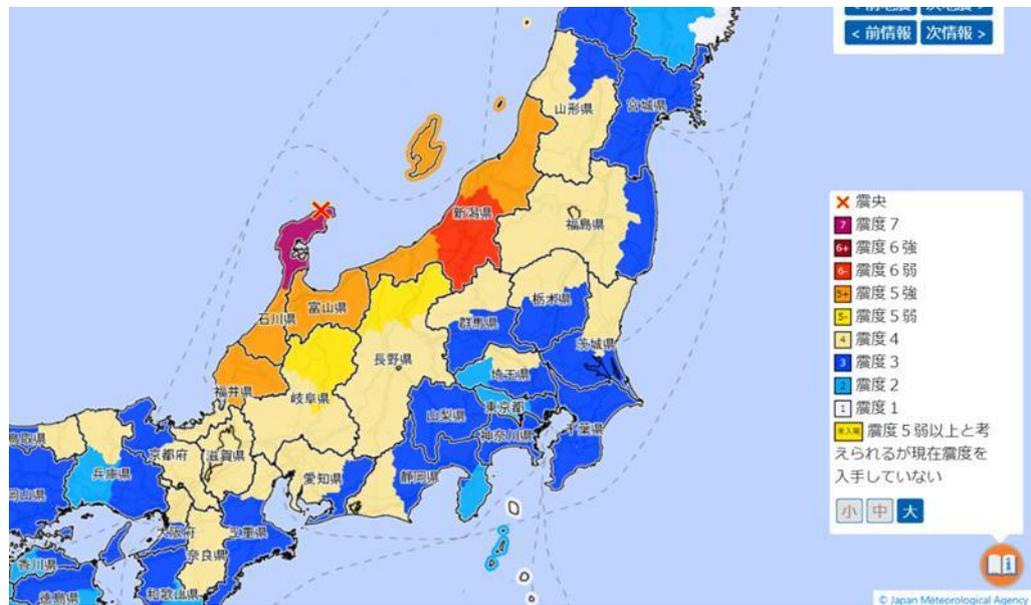
3	人的被害、物的被害	4
(1)	死者、負傷者	4
(2)	建物被害—珠洲市長「建っている家がほとんどない」	4
(3)	避難者	5
(4)	孤立集落.....	5
4	原発事故が重なると	5
第2	地震時に自宅での屋内退避は不可能	6
1	建物の倒壊、損傷.....	6
(1)	建物の倒壊、損傷の状況.....	6
ア	石川県志賀町—2329棟.....	6
イ	石川県穴水町—1000棟.....	7
ウ	石川県輪島市—多数の倒壊、ビルの倒壊、火災.....	7
エ	石川県珠洲市—多数の倒壊、津波	11
オ	石川県金沢市—斜面の崩落.....	12
(2)	16日経っても家屋被害の全容は把握できていない.....	13
2	屋内における揺れの影響等.....	13
(1)	複数回の強い揺れ.....	13
(2)	揺れによる屋内の影響—食器や本の落下、棚の転倒、扉の閉止等.....	13
3	原子力災害対策指針の欠落—地震時には自宅での屋内退避は実行不可能 ..	15
4	本件避難計画の欠落	16
第3	道路の損壊、寸断.....	18
1	能登の大動脈—国道249号線.....	18
2	道路の損壊状況	20
(1)	石川県珠洲市	20
(2)	石川県輪島市	21
(3)	石川県穴水町	22

3	避難できない、救助できない	23
4	復旧に時間がかかる—一週間経っても復旧していない	24
5	本件避難計画の欠落	24
	(1) 美浜町からの避難—おおい町へ（一審の準備書面（8）22頁以降） ...	24
	(2) 美浜町からの避難—大野市への避難経路（一審の準備書面（8）22頁以降）	26
	(3) 若狭町からの避難、滋賀県高島市からの避難（申立書88頁）	28
第4	結語	29

第1 令和6年能登半島地震の被害概要

1 マグニチュード7.6、最大震度7

2024年1月1日16時10分頃に能登半島を中心とする強い揺れが観測され、石川県羽咋郡志賀町はくいぐんしかまちでマグニチュード7.6、最大震度7が観測された（令和6年能登半島地震）。その後も、強い揺れが繰り返し襲っている。

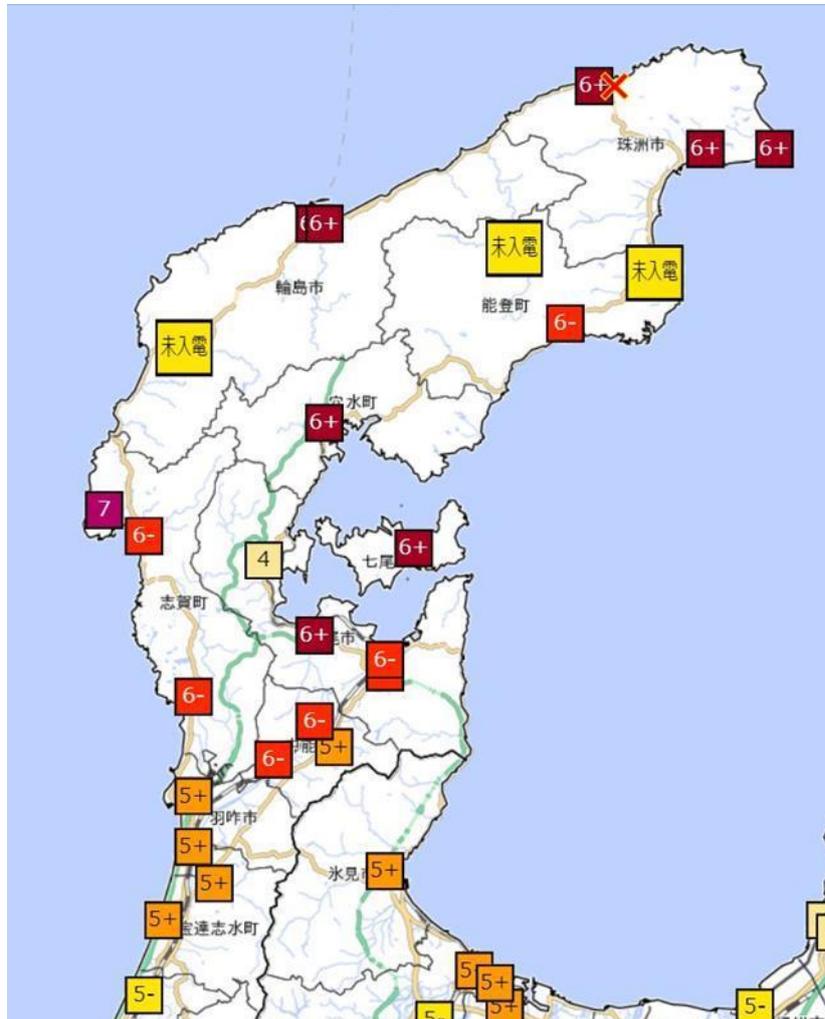


(甲215・気象庁)

2 石川県能登半島の震度

石川県では、震度7が志賀町、震度6強が七尾市、輪島市、珠洲市、穴水町すず、あなみずまち、

震度6弱が中能登町、能登町、震度5強が金沢市、小松市、加賀市、羽咋市、かほく市、能美市、宝達志水町で観測された（甲217）。



(甲216)

3 人的被害、物的被害

(1) 死者、負傷者

同地震から14日後の1月14日時点で、石川県の発表によると、死者221名、震災関連死者13名、負傷者1017名にのぼる（甲218）。輪島市は、行方不明者を「確認中」であり、全容は把握できていない（甲218）。

(2) 建物被害—珠洲市長「建っている家がほとんどない」

建物被害は、1月16日時点で石川県が把握しているだけでも20,814棟が被害を受けたことが判明した（甲234）。ただ、輪島市や珠洲市、能登

町は、家屋の損壊について「多数」であるものの棟数の把握はできていない（甲234）。地震から16日経っても被害を把握できないほどの甚大な被害である。

珠洲市の泉谷満寿裕市長は、1月2日、福井県の災害対策本部会議で、「市内の6000世帯のうち9割が全壊またはほぼ全壊だ」「壊滅的な被害。建っている家がほとんどない。道路が寸断されており、支援物資を届けるのが困難だ」と述べ、壊滅的な被害を訴えている（甲219）。

(3) 避難者

避難者数は、1月4日時点で34,173名にのぼった（甲220）。その後、地震発生から10日経過した1月10日時点で25,770名（甲221・スライド5）、1月13日時点でも21,408名にのぼる（甲222・スライド5）。

(4) 孤立集落

同地震による道路の損傷等によって、孤立集落¹が多数発生している。孤立集落の住民は、1月11日時点で22地区3,124名にのぼる（甲221・スライド2）。

4 原発事故が重なると

(1) これらの被害に照らせば、地震による原発事故が起きた場合、住民らは、家屋の倒壊や度重なる強い揺れのために屋内退避をすることもできず、避難経路の寸断のために避難することもできず、救助や支援物資・医療を受けられずに孤立し、放射性物質が漂う屋外で被ばくを強いられることになる。避難することもできないため、安定ヨウ素剤の配布も受けられず、安定ヨウ素剤を適時に

¹ 孤立集落とは、中山間地域、沿岸地域、島嶼部などの地区及び集落において、以下の要因等により、道路交通及び海上交通による外部からのアクセス（四輪自動車で行きかどうかを目安）が途絶し、人の移動・物資の流通が困難もしくは不可能となる状態となっている集落。

○地震、風水害に伴う土砂災害等による道路構造物の損傷、道路への土砂堆積

○地震動に伴う液状化による道路構造物の損傷

○津波による浸水、道路構造物の損傷、流出物の堆積

服用することもできない。

つまり、原子力災害対策指針の定める、屋内退避、避難、安定ヨウ素剤の配布・服用のいずれも、地震による原発事故時において実行できない。

これは原子力災害対策指針、それに基づく本件避難計画が、地震による原発事故を想定していないことの証左である。

(2) 以下では、令和6年能登半島地震の被害を受けて、本件避難計画の不備・欠落を主張する。

第2 地震時に自宅での屋内退避は不可能

令和6年能登半島地震による被害に照らして、原子力災害対策指針の定める自宅での屋内退避（甲39・73頁）は不可能であることを以下述べる。

1 建物の倒壊、損傷

(1) 建物の倒壊、損傷の状況

建物被害は、1月16日時点で石川県が把握できているだけでも20,814棟が被害を受けた（甲234）。ただ、輪島市や珠洲市、能登町で1月16日時点でも確認できていない被害が「多数」ある（甲234）。

ア 石川県志賀町—2329棟

震度7が観測された石川県志賀町では、全壊・半壊・一部破損の棟数は2329棟である（甲221）。

震度7を観測した石川県志賀町の揺れの最大加速度が2826ガルを記録し、2011年の東日本大震災で震度7だった宮城県栗原市の2934ガルに匹敵する大きさだった（甲223）。



(甲 2 2 3)

イ 石川県穴水町—1000棟

震度6強を観測した石川県穴水町では、全壊・半壊・一部破損の棟数は1000棟である(甲218)。



(甲 2 2 4・1月5日石川県穴水町)

ウ 石川県輪島市—多数の倒壊、ビルの倒壊、火災

(ア) 震度6強を観測した石川県輪島市では、いまだ損壊棟数は把握できていない。輪島市は、志賀町から約33kmに位置していることに照らすと、原

発からおよそ30km圏であるUPZの地域でも、原発事故を起こすような大地震が起きた場合に家屋が多数倒壊し、屋内退避などできない事態に陥るといえる。

同輪島市では7階建てビルが根元から横倒しになった。同ビルは倒壊する際に近くの建物を押しつぶし、付近にいた4名が巻き込まれた（甲225、甲226）。



（甲225・毎日新聞）

同ビルの調査をした安田進名誉教授（地盤工学）と石川敬祐准教授（地盤工学）によると、同ビルは建物から固い地盤に杭を打ち込んで建物を支える「杭基礎」があるところ、揺れによって地面と建物との接合部で杭の頭が破断されたり、抜けたりしたものと推測されている（甲227）。安田名誉教授は「液状化などで杭が曲がることはよくあるが、破断や抜けで建物が倒れたというのは見たことがなく、非常に驚いた。震源断層から近かったことで、設計したときの想定をはるかに上回る揺れに襲われた証拠だ」と述べている（甲227）。



(甲 2 2 4)

(イ) 石川県輪島市の朝市通りでは、1日に、地震による大規模な火災が発生し、焼けた建物は約200棟に上った。国土地理院によると、約4万8000平方メートルが焼けたと推定される。これは東京ドームの広さ(約4万7000平方メートル)を上回る面積である(甲228)。



(甲 2 2 8)

現地を調査した地震火災に詳しい東京大学の廣井悠教授によると、輪島市では震度6強の揺れを観測したあと、大津波警報が発表されたことで、住民らが避難を余儀なくされたため、初期消火が十分に行えなかったこと、さら

に、地震によって断水も発生した影響で、消火栓が使えなかったほか、防火水槽（火災が発生した時に消火に用いるための水を貯めておくための消防水利）も電柱が倒れて取水できず、消火用の水が十分に確保できなかったことを指摘している。つまり、火災発生後の初期消火が遅れたことが、被害を拡大させたのである（甲 2 2 8）。

さらに、火災を拡大させた要因について、廣井教授は、この周辺はプロパンガスを使っている地域で、火災によってガスボンベが爆発し、大規模な火災につながったこと、また朝市周辺は古い木造住宅が多く建物が密集する、いわゆる「木造密集市街地」であったというのが大きな原因と指摘している（甲 2 2 8）。



（甲 2 2 4 ・ 1 月 2 日 撮 影 、 輪 島 市 の 火 災 現 場）



(甲 2 2 4 ・ 1 月 2 日 撮 影、 輪 島 市 の 火 災 現 場)

エ 石川県珠洲市—多数の倒壊、津波

震度 6 強を観測した珠洲市でも、輪島市と同様に損壊棟数は把握できていない。珠洲市の泉谷市長は、上述のとおり、「市内の 6 0 0 0 世帯のうち 9 割が全壊またはほぼ全壊だ」「壊滅的な被害。建っている家がほとんどない。」等と甚大な被害を訴えている。

珠洲市は、志賀町から直線距離で約 6 4 k m に位置する。UPZ である約 3 0 k m 圏の 2 倍超も離れた距離でも多数の家屋が倒壊することが明らかであり、3 0 k m 以遠であっても屋内退避などできない事態に陥る。



(甲 2 2 4 ・ 珠 洲 市)

地震で全壊し、津波の被害も受けた自宅から布団などを運び出す中島孝之さんは、「命が助かっただけでもありがたいが、先が見えない。」「この出来事がまだ信じられない。」等と述べている (甲 2 2 4)。



(甲 2 2 4 ・ 珠 洲 市)

オ 石川県金沢市—斜面の崩落

震度5強が観測された石川県金沢市では、地震による斜面の崩落に住宅も巻き込まれた (下写真参照)。



(甲 2 2 4 ・ 金 沢 市)

(2) 16日経っても家屋被害の全容は把握できていない

これらは被害のごく一部である。輪島市、珠洲市、能登町は、地震発生から16日経過しても被害棟数を把握できておらず、それだけ甚大な被害を受けていることが分かる。

輪島市、珠洲市、能登町は、上述のとおり、棟数は不明であるが「多数」の被害が確認されており、珠洲市は6000世帯のうち9割が全壊またはほぼ全壊という壊滅的被害を受けている。

2 屋内における揺れの影響等

(1) 複数回の強い揺れ

令和6年能登半島地震は、発生当日から6日間で震度5強以上に限っても9回もの強い揺れが繰り返し襲っている（甲217）。

(2) 揺れによる屋内の影響—食器や本の落下、棚の転倒、扉の閉止等

住民らは、強い揺れが何度も襲ってくる中で、また今後いつ強い揺れが襲ってくるかを予測できない中で、屋内退避をすることはできない。以下述べる。

ア 震度5強の場合、屋内ではどのような影響が出るかについて、気象庁によると、「物につかまらないと歩くことが難しい。」「棚にある食器類や本で落ち

るものが多くなる。」「固定していない家具が倒れることがある。」とあり、歩行が難しく、落下物や家具の転倒によって、屋内に留まることが危険な揺れである（甲 2 2 9）。

イ 震度 6 弱の場合、「立っていることが困難になる」「固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。」「壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。」「耐震性の低い木造建物は、瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。」とされている（甲 2 2 9）。

このように震度 6 弱の場合も、家具の転倒、ドアの閉鎖、壁のタイルや窓ガラスの破損、落下、建物の傾きや倒壊によって、屋内での怪我、建物の下敷きになる恐れ、屋内から屋外へ脱出する経路が閉ざされる恐れがあり、やはり屋内に留まることが危険である。

ウ 震度 6 強の場合、「はわないと動くことができない。飛ばされることもある。」「固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。」「耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものが多くなる。」「大きな地割れが生じたり、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。」とされている（甲 2 2 9）。

このように震度 6 強の場合も、家具や建物の下敷きになる恐れがあり、やはり屋内に留まるとは危険である（甲 2 2 9）。さらに、地すべりや山体崩壊によって、自宅建物が押しつぶされたり、当該地域外へ避難するルートが寸断される恐れもあることから、自宅での屋内退避をすることによって避難できなくなる恐れもある。

エ 震度 7 の場合、「耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。」「耐震性の高い木造建物でも、まれに傾くことがある。」「耐震性の低い鉄筋コンクリート造の建物では、倒れるものが多くなる。」とあり、一刻も早く屋外に避難すべきであり、屋内に退避することなどできない大き

な揺れである（甲 2 2 9）。

このように震度 7 の場合も、家屋の倒壊によって自宅での屋内退避はできない。

オ このような強い揺れが、繰り返し襲ってくる中で、また今後いつ何時揺れが襲ってくるか分からない状態で、自宅内で屋内退避をすることは、不可能である。屋内退避をすることは、かえって生命、身体を危険に晒す行為である。

3 原子力災害対策指針の欠落—地震時には自宅での屋内退避は実行不可能

- (1) 住民らは、上述のとおり、地震によって家屋が倒壊、損壊している場合や、地震による複数回の揺れが襲ってくる場合、自宅で屋内退避することができない。

しかし、原子力災害対策指針では、「UPZ においては、段階的な避難や OIL に基づく防護措置を実施するまでは屋内退避を原則実施しなければならない。」（甲 3 9・7 3 頁）と定めるのみで、地震によって家屋が倒壊、損傷した場合や、地震による複数回の揺れが襲ってくる場合についての規定はない。住民らが、放射性物質が拡散する中で、自宅での屋内退避ができない場合に、どこへどのような方法で避難すればよいのか不明である。

- (2) そもそも原発事故を起こすような大地震の場合に自宅での屋内退避ができないことは常識に照らしても明らかであったし、2016 年 4 月に発生した熊本地震でも既に明らかになっていた。

それにもかかわらず、現在まで、地震による原発事故時における自宅での屋内退避を改めていないことは、原子力災害対策指針の重大な欠陥であり、欠落である。

- (3) また、地震による原発事故時における自宅での屋内退避は、住民らの生命、身体を危険に晒すものである。

これは、原子力災害対策指針が目的とする「国民の生命及び身体の安全を確

保することが最も重要」(甲39・1頁)に反し、また、その目的を達成するために「住民の視点に立った防災計画を策定すること」(甲39・1頁)にも反している。

- (4) さらに、原子力災害対策指針は、「国会、政府、民間の各事故調査委員会による各報告書の中においても多くの問題点が指摘され、住民等の視点を踏まえた対応の欠如、複合災害や過酷事象への対策を含む教育・訓練の不足、…等に関する見直しについても多数の提言がされた。」とし(甲39・2頁)、「本指針は、…前記の各事故調査委員会からの報告等を考慮した上で定めたものである。」(甲39・2頁)としている。

「複合災害」を考慮しなければならないとの提言を受けていたにもかかわらず、原子力災害対策指針は、地震による原発事故(複合災害)の場合の規定を欠いており、福島第一原発事故の教訓すらも踏まえていない重大な欠陥がある。

- (5) 原子力規制委員会の山中伸介委員長は、1月10日、「屋内退避ができないような状況が発生したのは事実でございます。」と認めている(甲231)。

自宅での屋内退避を定める原子力災害対策指針の欠落は明らかである。

4 本件避難計画の欠落

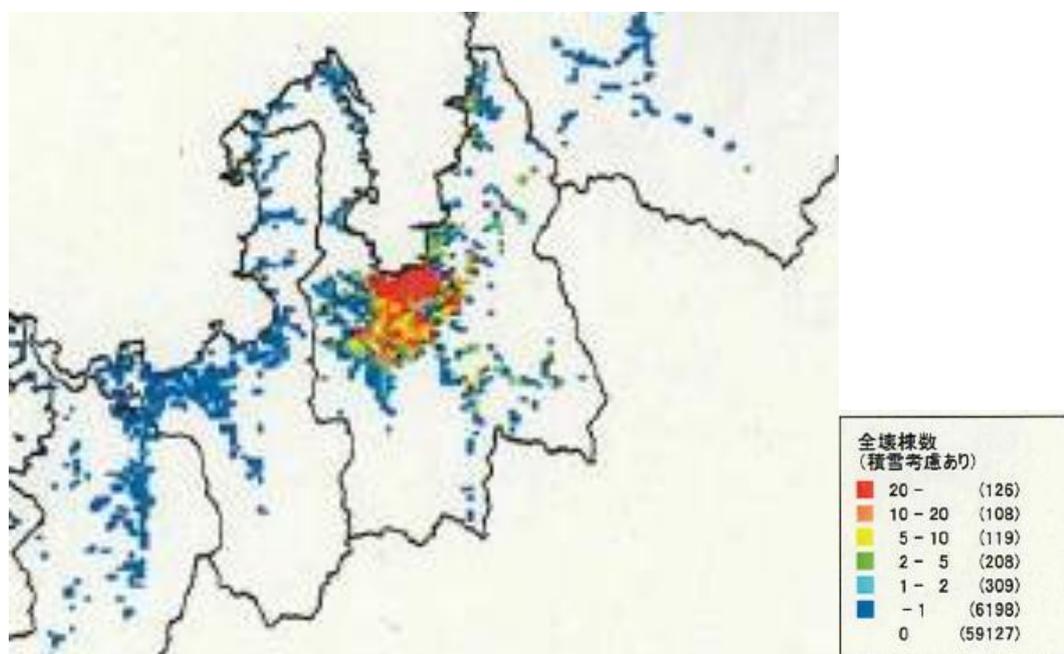
本件避難計画が地震による原発事故を想定していないこと(欠落)について、申立書89頁以降(屋内退避の不合理)の繰り返しにはなるものの、重要であることから再度述べる。

- (1) 巨大地震によって多数の家屋が倒壊等する甚大な被害が生じることは福井県でも想定されている。福井県による平成22・23年度地震被害予測調査結果に基づく被害想定によると、想定断層・震度分布は、①福井平野東縁断層帯(想定M=7.6/断層長さ約45km)の最大震度7、②浦底―柳瀬山断層帯(想定M=7.2/断層長さ約25km)の最大震度7とされている(甲54号証・13頁)。

①福井平野東縁断層帯の場合、建物被害については、揺れと液状化による建

物の全壊が木造で2万6959棟、非木造で3058棟、建物の半壊が木造で3万6715棟、非木造で5516棟である。火災による被害は、例えば冬期で3195棟である。人的被害については、冬期5時に地震が発生した場合、死者は2034名、負傷者は9208名にのぼる。(甲54・13頁)

②浦底一柳瀬山断層帯の場合、建物被害については、揺れと液状化による建物の全壊が木造で1万236棟、非木造で1737棟、建物の半壊が木造で1万7076棟、非木造で2791棟である。火災による被害は、例えば冬期で1188棟である。人的被害については、冬期5時に地震が発生した場合、死者は763名、負傷者は3371名にのぼる。(甲54・13頁)



(甲51・148頁 揺れによる建物被害)

これらの地震と同規模以上の巨大地震によって原発事故が起きた場合には、住宅での屋内退避はできない。

- (2) ところが、「福井県地域防災計画（原子力災害対策編・福井県原子力防災計画）」及び「福井県広域避難計画要綱」には、巨大地震によって屋内退避ができない場合に、住民らはどうすればよいのか、どの建物に何人避難できるのか等についての定めがなされていない。
- (3) 「美浜地域の緊急時対応」には、地震による家屋倒壊等により屋内退避が困

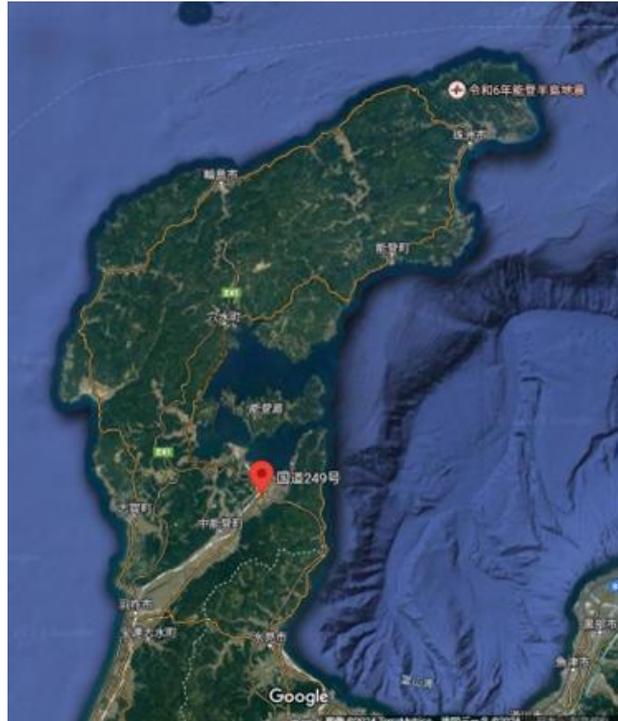
難な場合には市町が開設する指定避難所等へ避難すると記載されているものの
(甲43・90頁)、「美浜町地域防災計画(原子力災害対策計画)」(甲55・
85頁)、「 原子力防災計画(地域防災計画・原子力災害対策
編)」(甲56・110頁)、「 地域防災計画(原子力災害対策編)」(甲5
7・91頁)、「 地域防災計画【原子力災害対策編】」(甲58・92
頁)には、地震による家屋倒壊等により屋内退避が困難な場合に関する規定
がない(甲56・110頁、甲57・91頁)か、又は、「国が屋内退避指示
を出している中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要となった場合に
は、市は(町は)、人命最優先の観点から、当該地域の住民に対し避難指示を
行うことができる。」(甲55・85頁、甲58・92頁、甲59・95頁)と
抽象的に規定するのみで、どの建物に何人避難できるのか等について定められ
ていない。

- (4) 仮に、地震時の指定避難所を用いるとしても、地震時の指定避難所は、地震
による建物倒壊の危険を避けるため、学校の校庭等の屋外であることが多い。
例えば、 の地震時の指定避難所65箇所は、1か所を除き64箇所
で屋外である(甲60・37頁乃至39頁)。これでは、住民らは屋外に長時
間滞在することによって大量の被ばくを強いられる危険がある。
- (5) 以上のとおり、地震による原発事故を想定した上での実現可能な避難計画は
策定されていない。

第3 道路の損壊、寸断

1 能登の大動脈—国道249号線

- (1) 能登半島沿岸部を走る国道249号線は、能登の大動脈と呼ばれ、能登半島
唯一の国道であり、生活に不可欠な道路である。



(Google map 能登半島 オレンジ色の線が国道249号線)

- (2) 令和6年能登半島地震では、半島唯一の国道が複数箇所で損壊し、避難経路を寸断し、外からの救助や救援物資の輸送などを阻んでいる。

国土交通省によると、国道249号線の緊急復旧に着手したのが1月4日で、地震発生から4日後である(甲232)。国土交通省作成の下図(1月8日時点(甲232))によると、珠洲市の沿岸部を走る国道249号線は被災箇所が多数であり、地震発生から約1週間経っても唯一の国道の復旧が全くできていない。また、下図の輪島市と珠洲市をみると、孤立集落(赤色の丸印及び黒色の丸印)が多数発生し、解消されていないことが分かる。



(甲232・1月8日時点)

2 道路の損壊状況

道路の損壊状況について、各地で土砂災害や道路の陥没などが発生している。

(1) 石川県珠洲市

珠洲市では、能登の大動脈といわれている国道249号線が土砂崩れにより寸断されている(甲230)。



(甲 2 3 0 ・ 珠 洲 市、 1 月 3 日 ・ 国 道 2 4 9 号 線 が 寸 断)

また、地震によって道路に設置されているマンホールが突き出てしまい、通行できない状況も発生している（甲 2 2 4 ・ 下の写真）。



(甲 2 2 4 ・ 石 川 県 珠 洲 市 ・ 地 震 に よ っ て 突 き 出 た マ ン ホ ー ル)

(2) 石川県輪島市

石川県輪島市では、道路が陥没、損壊し、電柱が道路に向けて傾き、電線が道路上まで降りてくるなど、到底通行することはできない状況が発生した（甲

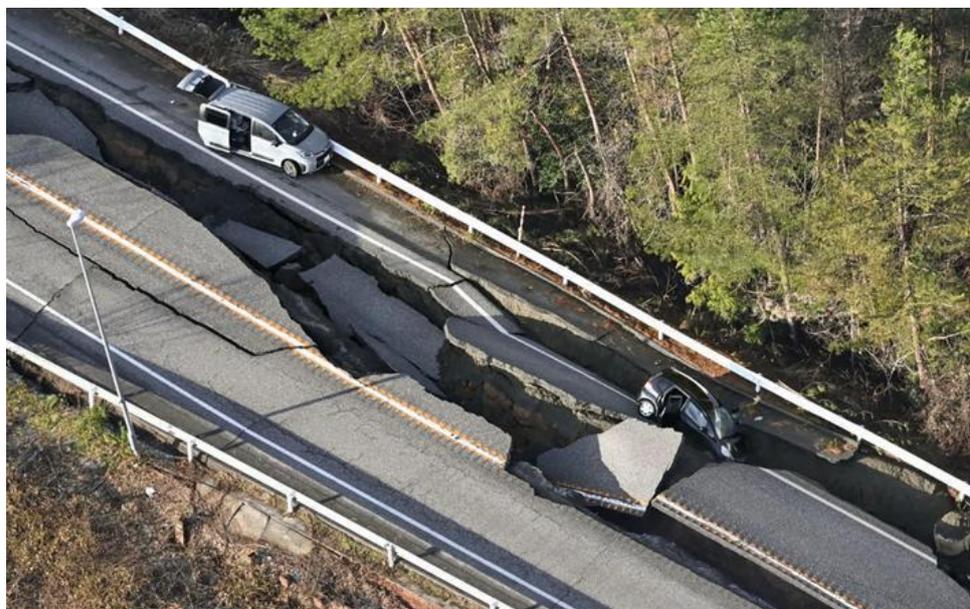
224・下の写真)。



(甲224・輪島市・国道247号線)

(3) 石川県穴水町

石川県穴水町でも、道路が大きく広範囲に陥没する被害が発生しており、通行不能である(甲224・下の写真)。



(甲224・石川県穴水町)

同町では、道路の陥没に車両が落ち込んでしまった事態も発生している(甲

224・下の写真)。



(甲224・石川県穴水町)

救助等のために被災地へ向かう車両が渋滞している(甲224・下の写真)。



(甲224・1月6日撮影、石川県穴水町)

3 避難できない、救助できない

- (1) 能登半島唯一の国道249号線の複数箇所での損壊によって、住民らは避難経路が寸断され、避難できない状態に陥った。上述のとおり、孤立集落の住民

は、1月11日時点で22地区3,124名にのぼる(甲221・スライド2)。

(2) 他方、救助活動に向かう警察、自衛隊らも、道路の損壊のために、被災地へ入ることができない状態に陥った。

福井県警の第一陣として救助活動に出発した機動隊員は、道路の隆起と陥没で救助活動が困難に陥ったと述べている(甲233)。同県警機動隊は、1日午後8時に福井県を出発し、七尾市、穴水町を經由して、22時間後の2日午後6時ごろ石川県輪島市に到着した(甲233)。被災地に到着するまでに長時間を要した原因は、地割れが多数発生していて、車両の通行が制限され、機動隊が用いた中型車が通行困難な箇所や通行が制限された場所があったことにある(甲233)。

4 復旧に時間がかかる――週間経っても復旧していない

上述のとおり、国道249号線の緊急復旧に着手したのが1月4日で、地震発生から4日後である(甲232)。地震発生から約1週間の1月8日時点でも、珠洲市の沿岸部を走る国道249号線は被災箇所が多数であり、唯一の国道の復旧が全くできていない。

国土交通省は、国道249号線そのものの復旧とは別に、内陸からの櫛の歯状の経路を通す復旧に着手しているものの、1月8日時点でも多数の損壊が発生している珠洲市の沿岸部を走る国道249号線に到達できている箇所(緑色の星印)はわずかである(甲232)。

5 本件避難計画の欠落

ここで、一審の準備書面(8)22頁以降及び申立書88頁の繰り返しになるが、本件避難計画が地震による原発事故を想定しておらず、避難経路が土砂災害で寸断された場合を規定していないことを改めて指摘する。

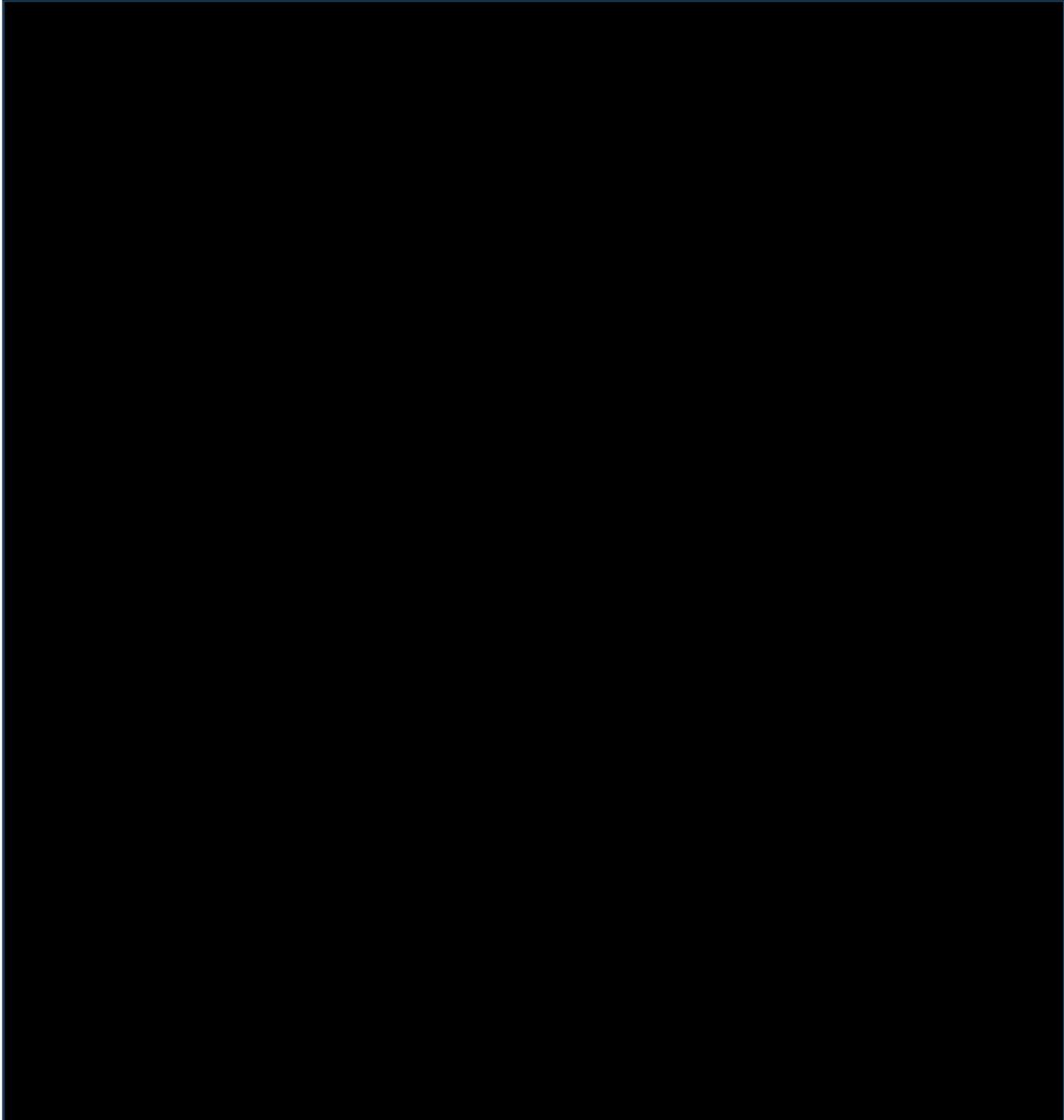
(1) 美浜町からの避難―おおい町へ(一審の準備書面(8)22頁以降)

美浜町()からおおい町(美浜町の西方)へ車で避難するには、

通行することになる（下図（甲129の2）のピンク色の経路）。

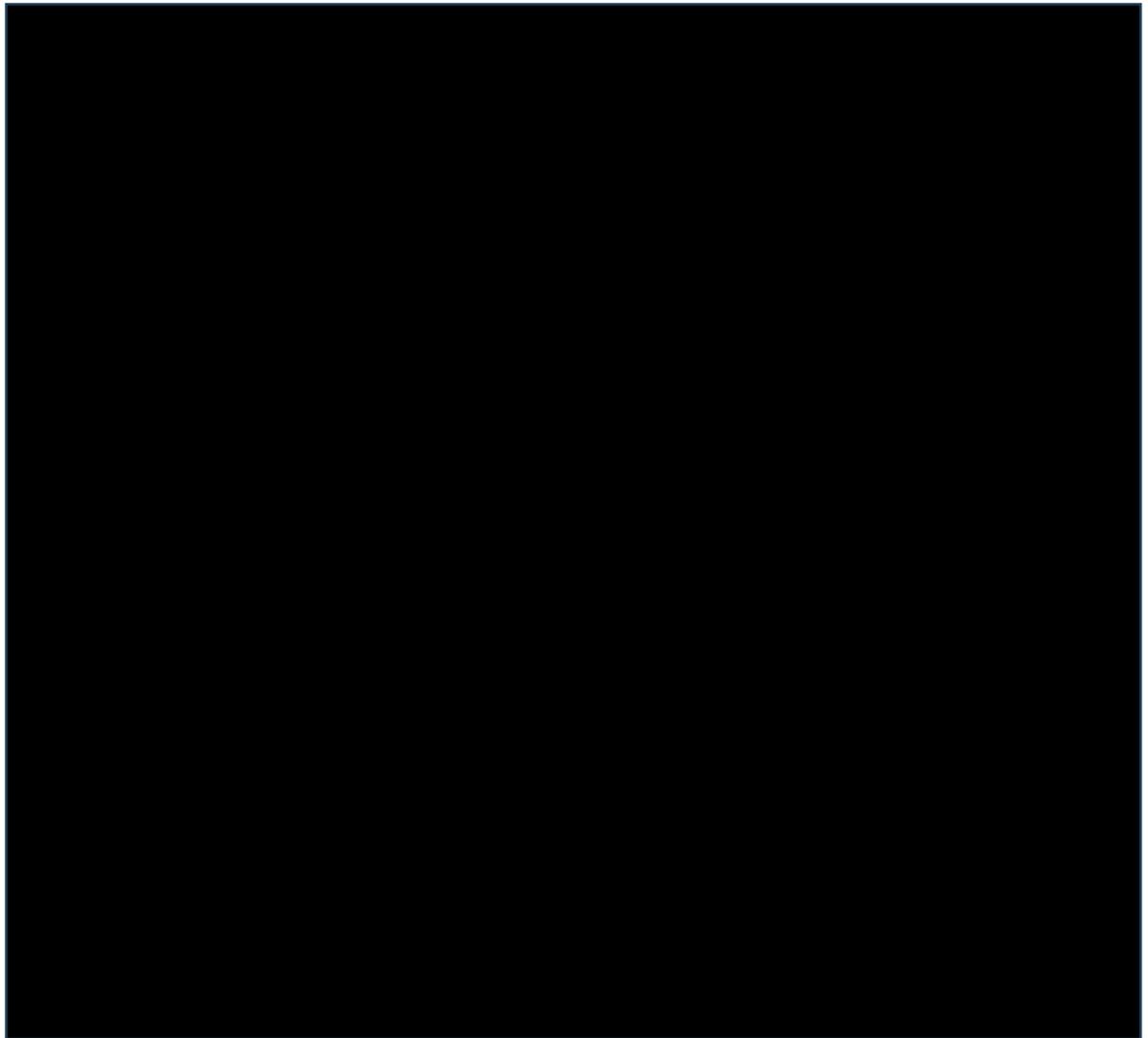


しかし、美浜町からおおい町へ向かうは、大部分で片側一車線であるところ、複数箇所で土石流のレッドゾーン、イエローゾーンに含まれ、さらには急傾斜地の崩壊のイエローゾーンにも含まれており、原発事故を起こすような大地震が起きた場合には複数箇所寸断され、通行不能になると考えられる（甲130の2）。



図表7 甲130の2 [redacted]

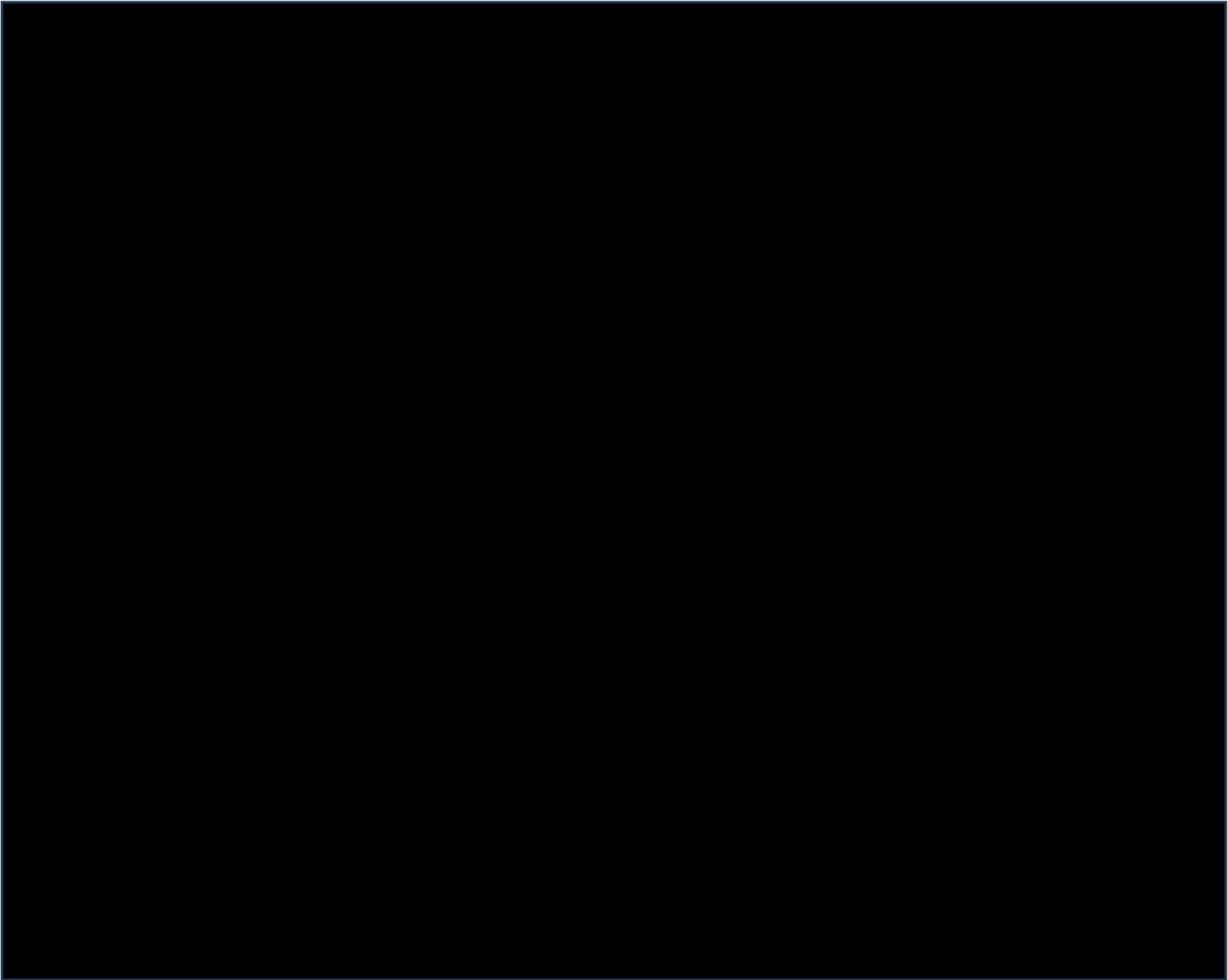
- (2) 美浜町からの避難—大野市への避難経路（一審の準備書面（8）22頁以降）
美浜町（ [redacted] ）から大野市（美浜町の北東方向）へ車で
避難するには、 [redacted]
[redacted] に進行することになる（甲
129の2）。



図表8 甲129の2

しかし、[REDACTED]も、大部分が片側1車線の狭路であるため、ガス欠・事故、土砂災害等で容易に大渋滞や通行不能になる。

若狭梅街道は、下図（甲130の3）のとおり、複数箇所ですり落ちのレッドゾーン、イエローゾーンに該当し、浸水については0.5m～3.0m未満の浸水深が広範囲に想定されている。原発事故を起こすような大地震が発生した場合、若狭梅街道は複数箇所でのすり落ち、広範囲の浸水に見舞われ、通行不能になると考えられる。



図表9 甲130の3 洪水・土砂災害マップ

また高速道路は計測震度4.5（震度5弱に相当）以上で通行止めになるため（甲137）、地震による原発事故の際は、舞鶴若狭・北陸自動車道（高速道路）も避難経路として使えなくなる。

(3) 若狭町からの避難、滋賀県■■■■からの避難（申立書88頁）

若狭町から越前町に避難するには、国道27号線ないし舞鶴若狭自動車道を通ることになる。しかし、国道27号線は大部分が片側1車線の狭路であり、渋滞が予想されるし、巨大地震による土砂災害等で寸断、損壊が一か所でも発生すれば、たちまち通行できなくなる。舞鶴若狭自動車道も舞鶴西インターチェンジから敦賀ジャンクションの間は対面通行となっているため、渋滞が発生

することはもちろんのこと、ガス欠や故障によって道路をふさぐ車が1台発生しただけで長時間留め置かれることになる。さらに、舞鶴若狭自動車道ではインターチェンジ入口における大渋滞発生が予想される。

滋賀県[]から関西へ避難するには、国道161号線を通ることとされている（甲第48号証・57頁乃至67頁）。しかし、国道161号線も片側一車線で、琵琶湖西岸を通る狭路であり、渋滞が予想されるし、土砂災害等で寸断、損壊が一か所でも発生すれば、たちまち通行できなくなる。

第4 結語

以上の被害はごく一部であるが、これら被害に照らせば、地震による原発事故が起きた場合、住民らは、家屋の倒壊や度重なる強い揺れのために屋内退避をすることもできず、避難経路の寸断のために避難することもできず、救助や支援物資・医療を受けられずに孤立し、放射性物質が漂う屋外で被ばくを強いられることになる。避難することもできないため、安定ヨウ素剤の配布も受けられず、安定ヨウ素剤を適時に服用することもできない。

つまり、原子力災害対策指針の定める、屋内退避、避難、安定ヨウ素剤の配布・服用のいずれも、地震による原発事故時において実行できない。

これは原子力災害対策指針、それに基づく本件避難計画が、地震による原発事故を想定していないことの証左である。

以上